

土佐清水市ふるさと元気寄付金地元特産品等贈呈事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土佐清水市ふるさと元気寄付金取扱要綱に基づく寄付金(以下「土佐清水市ふるさと元気寄付金」という。)を一定金額以上寄付した者に対し、地元特産品等(以下「特産品等」という。)を贈呈し、感謝の意を表するとともに、特産品のPR並びに土佐清水市ふるさと元気寄付金の推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 特産品等は、一会計年度に土佐清水市ふるさと元気寄付金の額が一定以上となる個人の者(以下「寄付者」という。)に贈呈するものとする。ただし、寄付者が希望しない場合は、贈呈は行わないものとする。

(特産品の選定)

第3条 特産品等の選定にあたっては、企画財政課が選定する物品とする。

(贈呈の方法)

第4条 特産品等の贈呈は、土佐清水市ふるさと元気寄付金の受領確認後、選定した商品の特産品販売事業者より寄付者に発送するものとする。ただし、季節により収穫する特産品等がある場合は、その収穫時期に発送するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から適用する。